

令和4年9月16日

建設業法第27条の37に基づく届出団体 ご担当者様

フリーランス新法の検討に係るパブリックコメント開始について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

現在、内閣官房を中心としてフリーランスのための新法（以下フリーランス新法）の制定に向けた検討がなされているところですが、この度以下URLにおいてフリーランス新法の検討に係るパブリックコメントが開始されましたので、参考にお知らせいたします。

（新法案のポイント）

- ・フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安定的に働くことのできる環境を整備するもの
 - ・下請代金法に類似した規律（取引における書面交付義務や報酬支払い義務など）に加え、就業環境整備のための規律（ハラスメント対策や出産・育児・介護への配慮）を盛り込むもの
- など

※詳細については、以下リンク先をご覧ください。

[「フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性」に関する意見募集について](#)

以上

フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性

1 現状と課題

- 創業の一形態として、従業員を雇わない、フリーランスの形態で仕事をされる方が我が国でも 462 万人と増加している。
- 他方で、フリーランスは、報酬の支払遅延や一方的な仕事内容の変更といったトラブルを経験する方が増えており、かつ、特定の発注者（依頼者）への依存度が高い傾向にある。
- 本年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」においても、フリーランスは、下請代金支払遅延等防止法といった現行の取引法制では対象とならない方が多く、取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出することとされている。

2 方向性

- フリーランスの取引を適正化し、個人がフリーランスとして安定的に働くことのできる環境を整備する。
- このため、他人を使用する事業者（以下「事業者」という）が、フリーランス（業務委託の相手方である事業者で、他人を使用していない者）に業務を委託する際の遵守事項等を定める。

（1）フリーランスに業務委託を行う事業者の遵守事項

（ア）業務委託の開始・終了に関する義務

① 業務委託の際の書面の交付等

- 事業者が、フリーランスに対して業務委託を行うときは、以下の事項を記載した書面の交付又は電磁的記録の提供（メール等）をしなければならない。

<記載事項>

- ・ 業務委託の内容、報酬額 等

- 事業者が、フリーランスと一定期間以上の間継続的に業務委託を行う場合は、上記の記載事項に加え、以下の事項を記載しなければならない。

<追加記載事項>

- ・ 業務委託に係る契約の期間、契約の終了事由、
契約の中途解除の際の費用 等

- ※ ①については、他人を使用しない事業者が、フリーランスに対して業務委託を行うときも同様とする。

② 契約の中途解約・不更新の際の事前予告

- 事業者は、フリーランスと一定期間以上の間継続的に業務委託を行う場合に、契約を中途解除するとき又は当該契約の期間満了後にその更新をしないときには、原則として、中途解除日又は契約期間満了日の 30 日前までに予告しなければならない。
- フリーランスからの求めがあった場合には、事業者は、契約の終了理由を明らかにしなければならない。

(イ) 業務委託の募集に関する義務

① 募集の際の的確表示

- 事業者が、不特定多数の者に対して、業務を受託するフリーランスの募集に関する情報等を提供する場合には、その情報等を正確・最新の内容に保ち、虚偽の表示・誤解を生じさせる表示をしてはならない。

② 募集に応じた者への条件明示、募集内容と契約内容が異なる場合の説明義務

- 募集に応じて業務を受託しようとするフリーランスに対しては、上記(ア)①に準じた事項を明示しなければならない。
- 事業者が、上記により明示した事項と異なる内容で業務委託をする場合には、その旨を説明しなければならない。

(ウ) 報酬の支払に関する義務

- 事業者は、フリーランスに対し、役務等の提供を受けた日から 60 日以内に報酬を支払わなければならない。

(エ) フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為

- フリーランスとの一定期間以上の間継続的な業務委託に関し、①から⑤までの行為をしてはならないものとし、⑥及び⑦の行為によって、フリーランスの利益を不当に害してはならない。

- ① フリーランスの責めに帰すべき理由なく受領を拒否すること
- ② フリーランスの責めに帰すべき理由なく報酬を減額すること
- ③ フリーランスの責めに帰すべき理由なく返品を行うこと
- ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦ フリーランスの責めに帰すべき理由なく給付の内容を変更させ、又はやり直させること

(オ) 就業環境の整備として事業者が取り組むべき事項

① ハラスメント対策

- 事業者は、その使用する者等によるハラスメント行為について、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じるもの等とする。

② 出産・育児・介護との両立への配慮

- 事業者は、フリーランスと一定期間以上の間継続的に業務委託を行う場合に、フリーランスからの申出に応じ、出産・育児・介護と業務の両立との観点から、就業条件に関する交渉・就業条件の内容等について、必要な配慮をするもの等とする。

(2) 違反した場合の対応等

- 事業者が、上記(1)の遵守事項に違反した場合、行政上の措置として助言、指導、勧告、公表、命令を行うなど、必要な範囲で履行確保措置を設ける。

(3) フリーランスの申告及び国が行う相談対応

- 事業者において、上記(1)の遵守事項に違反する事実がある場合には、フリーランスは、その事実を国の行政機関に申告することができる。
- 事業者は、上記の申告をしたことを理由として、フリーランスに対して業務委託を解除することその他の不利益な取り扱いをしてはならない。
- 国は、この法律に違反する行為に関する相談への対応などフリーランスに係る取引環境の整備のために必要な措置を講じる。

<以上>